

○刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則

昭和29年7月1日

公安委員会規則第5号

(司法警察員等)

第1条 山口県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 山口県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、山口県警察に所属する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

(逮捕状等を請求することができる司法警察員)

第2条 山口県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

(1) 山口県警察本部長

(2) 山口県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和35年5月31日公安委員会規則第1号)

1 この規則は、昭和35年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の規定により司法警察員に交付されている証票は、改正後の刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則 (昭和40年3月26日公安委員会規則第2号山口県警察本部組織規則等の一部を改正する規則2条による改正附則)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月18日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月29日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月17日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 （平成 27 年 3 月 17 日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 2 月 13 日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。